

資 料

目 次

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

資料1	各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段	314
資料2	主要国・地域の兵力一覧（概数）	314
資料3	主要国・地域の正規軍および予備兵力（概数）	314
資料4	わが国周辺の兵力推移の概要	315

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

資料5	国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について	315
資料6	我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案要綱	317
資料7	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案要綱	320
資料8	我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について	323
資料9	離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について	323
資料10	公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について	324
資料11	自衛隊の主な行動	325
資料12	自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定	326
資料13	国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成26年度）	327
資料14	国家安全保障戦略	327
資料15	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について	335
資料16	中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について	342
資料17	防衛装備移転三原則	348
資料18	日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）	349
資料19	再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）	354
資料20	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成24年4月27日）	355
資料21	日米協議（閣僚級）の実績（12（平成24）年以降）	356
資料22	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成25年10月3日）	358
資料23	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成27年4月27日）	359
資料24	主な日米共同訓練の実績（平成26年度）	361
資料25	日米共同研究・開発プロジェクト	362
資料26	在日米軍駐留経費負担の概要	362
資料27	23事案の概要	363
資料28	SACO最終報告（仮訳）	363
資料29	SACO最終報告の主な進捗状況	366
資料30	嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）	367
資料31	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	367
資料32	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書	368
資料33	防衛省改革の方向性	369

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

資料34	戦車、主要火器などの保有数	372
資料35	主要航空機の保有数・性能諸元	372
資料36	主要艦艇の就役数	372
資料37	誘導弾の性能諸元	373
資料38	防衛関係費（当初予算）の推移	374

資料39	一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移	374
資料40	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移	375
資料41	各国国防費の推移	375
資料42	災害派遣の実績（過去5年間）	376
資料43	災害派遣にかかる主な訓練の実施および参加実績（平成26年度）	376
資料44	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況（平成27年3月31日現在：334名）	376
資料45	防衛省職員の内訳	377
資料46	自衛官の定員および現員	377
資料47	自衛官などの応募および採用状況（平成26年度）	378
資料48	主要演習実績（平成26年度）	379
資料49	各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成26年度）	379
資料50	わが国のBMD整備への取組の変遷	380
資料51	弾道ミサイルなどへの対処の流れ	380
資料52	防衛省・自衛隊におけるサイバー攻撃対処のための総合的施策	381
資料53	再就職援護のための主な施策	381
資料54	多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）	382
資料55	留学生受入実績（平成26年度の新規受入人数）	382
資料56	防衛省主催による多国間安全保障対話	383
資料57	その他の国家間安全保障対話など	384
資料58	要員の招へいの状況	385
資料59	多国間共同訓練の参加など（最近3年間）	385
資料60	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	387
資料61	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	387
資料62	最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	388
資料63	最近の日中防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）	388
資料64	最近の日露防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）	388
資料65	最近の東南アジア諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	389
資料66	最近の日英防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	390
資料67	最近の欧州およびその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	391
資料68	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要	392
資料69	国際平和協力活動関連法の概要比較	393
資料70	自衛隊が行った国際平和協力活動	393
資料71	国際機関への防衛省職員の派遣実績	395
資料72	市民生活の中での活動	396
資料73	社会に貢献する活動	396
資料74	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	397
資料75	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部改正	398
資料76	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室：平成27年1月調査）	399
資料77	防衛省における情報公開の実績（平成26年度）	400
資料78	防衛省の情報公開・個人情報保護窓口	400

防衛年表	401
------	-----

資料1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国		ロ シ ア		英 国		フ ラ ンス		中 国									
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	450基 ミニットマンⅢ	450	378基 SS-18	54	SS-19	40	SS-25	160	SS-27	78	RS-24	46	56基 DF-5 (CSS-4)	20	DF-31 (CSS-10)	36		
	IRBM MRBM	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132基 DF-3 (CSS-2)	6	DF-4 (CSS-3)	10	DF-21 (CSS-5)	116
	SLBM (潜水艦発射弾 道ミサイル)	336基 トライデントD-5	336	144基 SS-N-18	48	SS-N-23	96	48基 トライデントD-5	48	64基 M-45	32	M-51	32	48基 JL-1 (CSS-N-3)	12	JL-2 (CSS-NX-14)	36		
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦		14		12		4		4		4		4							
航空機		74機 B-2	20	B-52	54	78機 Tu-95 (ベア)	62	Tu-160 (ブラックジャック)	16	63機 ミラージュ2000N	23	ラファール	40	36機 H-6K	36				
弾頭数		約4,785		約4,300(うち戦術核約2,000)		225以下		約300		約250									

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス(2015)、SIPRIデータベースなどによる。
2 15(平成27)年4月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた15年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,597発、配備運搬手段は785基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,582発、配備運搬手段は515基・機であると公表した。ただし、SIPRIデータベースによれば、14(平成26)年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は約2,100発(うち戦術核184発)とされている。
3 10(平成22)年10月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR)は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にしている。
4 なお、SIPRIデータベースによれば、インドは90~110発、パキスタンは100~120発、イスラエルは最大80発、北朝鮮は6~8発の核弾頭を保有しているとされている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧(概数)

陸上兵力		海上兵力			航空兵力	
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
中 国	160	米 国	624.3	949	米 国	3,646
イ ン ド	115	ロ シ ア	196.8	956	中 国	2,616
北 朝 鮮	102	中 国	147.0	871	ロ シ ア	1,407
パキスタン	55	英 国	66.2	139	イ ン ド	963
米 国	54	イ ン ド	47.2	223	韓 国	622
韓 国	52	フ ラ ンス	41.1	298	エジプト	586
ベトナム	41	インドネシア	24.8	159	北 朝 鮮	563
トルコ	40	トルコ	22.3	212	台 湾	501
ミャンマー	38	ド イ ツ	21.3	140	イスラエル	482
イ ラ ン	35	イ タ リ ア	21.2	184	パキスタン	456
エジプト	31	台 湾	20.1	409	トルコ	411
インドネシア	30	オーストラ リア	20.0	97	フ ラ ンス	363
タ イ	25	韓 国	19.7	209	イ ラ ン	336
コロンビア	24	ス ペ イ ン	19.1	224	サウジ アラビア	324
ロ シ ア	23	ブラジル	17.5	112	英 国	303
日 本	14	日 本	46.7	137	日 本	410

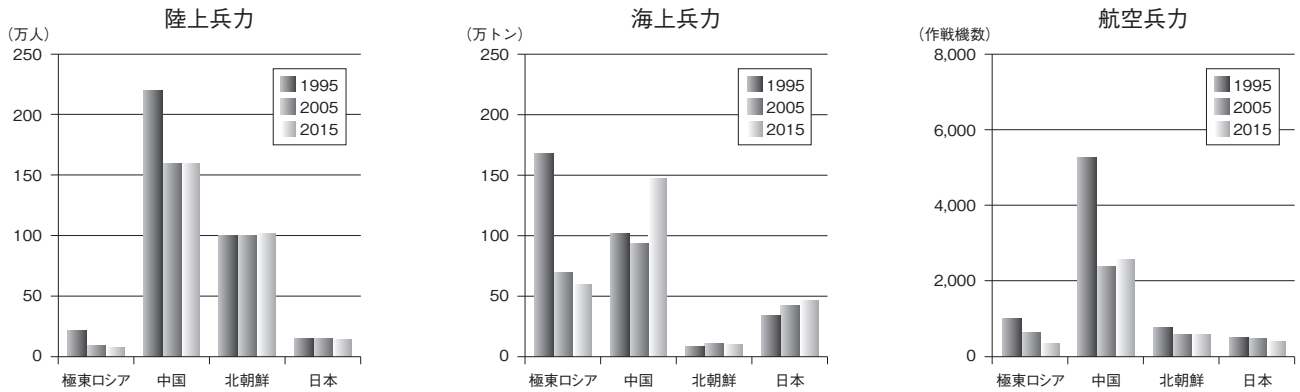
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス(2015)」など、海については「ジェーン年鑑(2014-2015)」などによる。
2 日本は、平成26年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数(航空兵力)は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
3 配列は兵力の大きい順(海上兵力はトン数の大きい順)になっている。

資料3 主要国・地域の正規軍および予備兵力(概数)

国名など	兵役制	正規軍(万人)	予備兵力(万人)	
米 国	志 願	143	85	
ロ シ ア	徴兵志願	77	200	
英 国	志 願	16	8	
フ ラ ンス	志 願	22	3	
ド イ ツ	志 願	18	5	
イ タ リ ア	志 願	18	2	
イ ン ド	志 願	135	116	
中 国	徴 兵	233	51	
北 朝 鮮	徴 兵	119	60	
韓 国	徴 兵	66	450	
エジプト	徴 兵	44	48	
イスラエル	徴 兵	18	47	
日 本	志 願	陸	14	3.1(0.5)
		海	4.2	0.06
		空	4.3	0.06

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2015)」などによる。
2 日本は、平成26年度末における各自衛隊の実勢力を示す。()内は即応予備自衛官の現員数であり、外数
3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制(一種の志願制)を加えた人員補充制度をとっている。
4 ドイツにおいては、11(平成23)年4月に成立した改正軍事法により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入された。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について

(平成26年7月1日 国家安全保障会議決定
閣議決定)

我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない。

一方、日本国憲法の施行から67年となる今日までの間に、我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとり、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発及び拡散、国際テロなどの脅威により、アジア太平洋地域において問題や緊張が生み出されるとともに、脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。さらに、近年では、海洋、宇宙空間、サイバー空間に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し深刻化している。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。

政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることである。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐとともに、国際法にのっとり行動し、法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない。

さらに、我が国自身の防衛力を適切に整備、維持、運用し、同盟国である米国との相互協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深めることが重要である。特に、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために、日米安全保障体制の実効性を一層高め、日米同盟の抑止力を向上させることにより、武力紛争を未然に回避し、我が国に脅威が及ぶことを防止することが必要不可欠である。その上で、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備しなければならない。

5月15日に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」から

報告書が提出され、同日に安倍内閣総理大臣が記者会見で表明した基本的方向性に基づき、これまで与党において協議を重ね、政府としても検討を進めてきた。今般、与党協議の結果に基づき、政府として、以下の基本方針に従って、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために必要な国内法制を速やかに整備することとする。

- 武力攻撃に至らない侵害への対処
 - 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることを考慮すれば、純然たる平時でも有事でもない事態が生じやすく、これにより更に重大な事態に至りかねないリスクを有している。こうした武力攻撃に至らない侵害に際し、警察機関と自衛隊を含む関係機関が基本的な役割分担を前提として、より緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための態勢を整備することが一層重要な課題となっている。
 - 具体的には、こうした様々な不法行為に対処するため、警察や海上保安庁などの関係機関が、それぞれの任務と権限に応じて緊密に協力して対応すると基本方針の下、各々の対応能力を向上させ、情報共有を含む連携を強化し、具体的な対応要領の検討や整備を行い、命令発出手続を迅速化するとともに、各種の演習や訓練を充実させるなど、各般の分野における必要な取組を一層強化することとする。
 - このうち、手続の迅速化については、離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合(武装集団の所持する武器等のために対応できない場合を含む)の対応において、治安出動や海上における警備行動を発令するための関連規定の適用関係についてあらかじめ十分に検討し、関係機関において共通の認識を確立しておくとともに、手続を経ている間に、不法行為による被害が拡大することがないように、状況に応じた早期の下令や手続の迅速化のための方策について具体的に検討することとする。
 - さらに、我が国の防衛に資する活動に現に従事する米軍部隊に対して攻撃が発生し、それが状況によっては武力攻撃にまで拡大していくような事態においても、自衛隊と米軍が緊密に連携して切れ目のない対応をすることが、我が国の安全の確保にとっても重要である。自衛隊と米軍部隊が連携して行う平素からの各種活動に際して、米軍部隊に対して武力攻撃に至らない侵害が発生した場合を想定し、自衛隊法第95条による武器等防護のための「武器の使用」の考え方を参考にしつつ、自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(共同訓練を含む)に現に従事している米軍部隊の武器等であれば、米国の要請又は同意があることを前提に、当該武器等を防護するための自衛隊法第95条によるものと同様の極めて受動的かつ限定的な必要最小限の「武器の使用」を自衛隊が行うことができるよう、法整備することとする。

2 国際社会の平和と安定への一層の貢献

- いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」